

令和6年度第1回京都市自転車政策審議会（書面開催）における委員からの御意見

番号	意見（概要）	意見に対する本市の考え方
1	・ 自転車レーンがあっても車両がレーンをふさいでいる場所がある。また、同じ車が同じ場所に停車している。 ・ 電動キックボードが歩道を高速モードで走っているのをよく見かける。	・ 駐停車禁止の規制区間や自転車専用通行帯をふさぐ駐車など違反がある場合は、京都府警察において指導取締りを行っているところです。ただし、いずれにしても駐停車がある場合は、道路の状況や安全確認を行い車道を通行するか、歩道を通行していただくことになります。 ・ 駐停車・荷捌き車両への注意喚起などの対策については今後も研究してまいります。 ・ 特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）は、車道左側を通行しなければならないが、最高速度を時速6km以下のモードにするなど一定の基準を満たすものは、特例特定小型原動機付自転車として、例外的に歩道（自転車通行可に限る）を通行することができることとなっています。 ・ なお、京都府警察によりますと、特定小型原動機付自転車の交通違反については、最高速度を時速6km以下のモードにせずに歩道を走行する通行区分違反（歩道通行）が一番多くなっております。 ・ 今後も引き続き、特定小型原動機付自転車の普及状況やそれに伴う課題を適宜把握し、庁内で情報共有のうえ、必要に応じて、京都府警察、シェアリングサービスを展開する事業者等と連携し、歩行者、自転車利用者の安全確保のためにも、啓発などにより必要な情報発信等を行ってまいります。

	改正道路交通法の周知が十分になされる様にしてほしい。	令和6年11月1日に施行される改正道路交通法については、京都府警察とも連携しながら、サイクルサイトへの掲載、イベントや街頭啓発などでのチラシ配布など、十分に周知されるよう進めているところです。引き続き、周知に取り組んでまいります。
2	自転車の利用実態調査結果の問22について、5つまでしか選択ができないようになっているが、5つに制限した理由はあるのか。問8-2のように選択数を制限しない方法もあるのでは。	「あなたが自転車のルール・マナーで、守っていないと思うものについて5つまでお答えください」としていた理由は、特に守っていないルール・マナーを把握するため、回答の選択数を5つとしていました。 - 一方で、いただきました御意見のとおり、守っていないルール・マナーがどの程度多いのかを把握する必要もあるため、次回実施時においては、いくつでも選択できる方法とさせていただきます。
3	- 自転車の利用実態調査結果を見て、「歩道でもスピードを緩めず走行している自転車」が多く、それに脅威を感じている人も多いことが印象に残った。 自転車が安心して車道や自転車道を走れる走行空間の整備、自転車教育、違反自転車の取り締まりをさらに進めて行く必要がある。 - 走行空間については、矢羽根の整備は進んで来たが、それだけでは安心して走れる空間にはならず、交通量の多い道については、自転車専用レーンや自転車道の整備が必要である。 - 自転車教育に関しては、自転車安全教育検討部会が設置されることで、それによりさらに進めていただければと思う。	- 本市の交通状況、道路状況、地域の課題・ニーズ等を踏まえ、現地状況に応じた次期走行環境整備の方向性について、安全で快適な自転車利用環境の創出がさらに進むよう、検討してまいります。 - 安全教育については、御報告のとおり、「自転車安全教育検討部会」を設置し、更なる自転車安全教育の充実について検討することとしております。検討内容については、適宜報告してまいります。

	・違反自転車の取締りについては、今まで充分行われてきたとは言えない。青切符の導入に向けて、歩道でスピードを落とさず走行している自転車などに対しては、注意、悪質なものは検挙をしっかり進めて行く必要がある。 ・不法駐車・停車が自転車の通行の妨害になっている道については、駐停車禁止の指定を行うと共に、不法駐車・停車を積極的に検挙していく必要がある。愛媛県や伊豆などで行われている、自転車を追い越す際には 1.5m 間を開けるようにという「思いやり 1.5 m 運動」の実施なども効果的だと思う。ヨーロッパにおいては 1.5 m 開けることが義務化されている国もある。	・違反自転車の取締りについては警察の所管と存じますが、青切符導入の機会に合わせて、本市においても京都府警察や関係部署等と連携しながら、更なる自転車利用のルール・マナーの周知・啓発に努めてまいります。 ・また、令和 6 年 5 月改正道路交通法において、車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務も規定されたことも踏まえ、他都市や他国での事例も参考にしながら、自動車教習所での講習など、引き続き京都府警察や関係部署と連携し、安全で快適な自転車利用環境の創出について検討してまいります。
4	・具体的にどの道路をどの様にハード面やソフト面で改善するかを特定しなければ、一般的に問ったアンケート結果は変わらないと思う。このままの質問では、どこをどのように改善すれば、行動変容がおきるのかが分からないと思う。	・自転車利用実態調査については、市民の自転車の利用状況を把握することを目的に京都市全域からサンプルを抽出し、アンケート調査を実施しております。 ・いただきました御意見につきましては、次期走行環境整備の方向性等について検討するにあたり、他都市事例など、効果的な調査手法を研究する際に参考とさせていただきます。